ヘ　２級実地試験（平成29年度学科及び実地同日試験を受験し、学科試験に合格した者に限る。）
平成30年２月２日（金）～２月16日（金）
ト　２級実地試験（平成29年度学科及び実地同日試験を受験し、学科試験に合格した者以外の者。）
平成30年７月６日（金）～７月20日（金）
チ　２級学科及び実地同日試験
平成30年７月６日（金）～７月20日（金）
書面申請は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。
⑵　インターネット申請（再受験申込者に限る。）
イ　１級学科試験
平成30年２月２日（金）～２月16日（金）
ロ　１級実地試験
平成30年２月２日（金）～２月16日（金）
ハ　２級実地試験（平成29年度学科及び実地同日試験を受験し、学科試験に合格した者に限る。）
平成30年２月２日（金）～２月16日（金）
ニ　２級実地試験（平成29年度学科及び実地同日試験を受験し、学科試験に合格した者以外の者。）
平成30年６月22日（金）～７月20日（金）
ホ　２級学科及び実地同日試験
平成30年６月22日（金）～７月20日（金）

8　申込書類
⑴　基金指定の受検申請書
⑵　住民票（住民票コードの記入を含む）又はそれに代わる書面
⑶　写真１枚（縦4.5cm×横3.5cm、申請前６月以内に撮影したもの）
⑷　受験手数料郵便振替払込受付証明書
⑸　学校卒業証明書（写し不可）
⑹　１の受検資格に応じ必要な資格証明書等（２級建築士免許証の写し、２級建築施工管理技術検定合格証明書の写し、技能検定合格証明書の写し、専任の主任技術者経験を証明できる工事請負契約書の写し及び施工体系図等の写し、１級建築士免許証の写し等）
⑺　２級建築施工管理技術検定・学科試験合格通知書の写し（２級学科試験の免除者のみ）

9　「受験の手引」（申込用紙を含む。）の販売
⑴　１級　学科試験・実地試験　平成30年１月19日（金）
⑵　１級　実地試験　平成30年１月19日（金）
⑶　２級　学科試験（前期）　平成30年２月23日（金）
⑷　２級　学科試験（後期）　平成30年６月22日（金）
⑸　２級　実地試験　平成30年６月22日（金）
⑹　２級　学科試験・実地試験　平成30年６月22日（金）
⑺　上記⑴から⑹の日から、基金及び全国の委託機関において販売する。（金額及び全国の委託機関については、基金に問い合わせのこと。）
⑻　郵送希望の場合は、送料と共に現金書留にて、必要部数及び建築試験と明記のうえ基金に請求のこと。（金額については、基金に問い合わせのこと。）

10　申込書類提出先　一般財団法人建設業振興基金試験研修本部　〒105―0001 東京都港区虎ノ門４丁目２―12虎ノ門４丁目ＭＴビル２号館　電話03―5473―1581

11　合格発表
⑴　１級学科試験　平成30年７月20日（金）
⑵　１級実地試験　平成31年２月１日（金）
⑶　２級学科試験（前期）　平成30年７月６日（金）
⑷　２級学科試験（後期）　平成31年１月25日（金）
⑸　２級実地試験　平成31年２月１日（金）
⑹　２級学科及び実地同日試験　平成31年２月１日（金）
⑺　⑴から⑹について、基金から本人あてに文書で通知するほか、合格者の受験番号を国土交通省各地方整備局、同北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局において当該地区で受験した合格者の受験番号を掲示する。また、基金ホームページでも合格者の受験番号を公表する。

12　建築施工管理技術検定の免除申請
⑴　免除を受けることができる者
イ　１級　基金の行う昭和63年度までの１級建築工事技術者試験に合格した者又は平成元年度までの１級建築工事技術者特別研修の修了試験に合格した者
ロ　２級　基金の行う昭和63年度までの２級建築工事技術者試験に合格した者、昭和61年度までの２級建築工事技術者特別研修の修了試験に合格した者又は平成14年度までの２級建築施工管理技術研修の修了試験に合格した者
⑵　提出書類
イ　受検申請書
ロ　１級又は２級技術検定試験全部免除申請書
ハ　合格証明書（前記⑴に規定する試験に合格したことを証する書面とする。）
ニ　写真１枚（縦4.5cm×横3.5cm、申請前６月以内に撮影したもの）
⑶　申請の受付期間
平成30年７月６日（金）～平成30年７月20日（金）
ただし、郵送によるときは受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。
⑷　申請書類郵送先　一般財団法人建設業振興基金試験研修本部　〒105―0001 東京都港区虎ノ門４丁目２―12虎ノ門４丁目ＭＴビル２号館

13　合格証明書の交付　交付申請者及び免除申請者に対し平成31年３月頃に合格証明書を交付する。

14　その他　試験の詳細については、基金の発行する「受験の手引」又は基金のホームページを参照のこと。

平成 30 年度１級電気工事施工管理技術検定及び２級電気工事施工管理技術検定の実施について

平成30年度１級電気工事施工管理技術検定及び２級電気工事施工管理技術検定の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第３条の規定により、次のとおり公告する。

平成 29 年 12 月 19 日　国土交通大臣　石井　啓一

1　受検資格
⑴　１級電気工事施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘのいずれかに該当する者

区分	学歴又は資格	電気工事施工に関する実務経験年数	
		指定学科	指定学科以外
イ	大学卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」に限る）	卒業後３年以上	卒業後４年６月以上
	短期大学・高等専門学校卒業者 専門学校卒業者（「専門士」に限る）	卒業後５年以上	卒業後７年６月以上
	高等学校・中等教育学校卒業者 専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後10年以上	卒業後11年６月以上
	その他の者	15年以上	